2024年1月
もっと身近に　もっと使いやすくリニューアル

鴻巣市 おくやみサポート窓口

身近な方が亡くなられた後の手続きをサポートします。

亡くなられた後の市役所内の各種手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、サポート窓口を開設しています。
ガイドブックを見ても該当の手続きがわからない方や、手続きに不安を感じる方はぜひご利用ください。

遺族のための
手続きガイドブック

- ☑ 必要な手続きを調べてご案内
- ☑ 多くの手続きがワンストップで完了
- ☑ 手続きに要する時間を短縮

おくやみサポート窓口を利用せずに、直接各担当窓口での手続きも可能です。

おくやみサポート窓口の概要	
利用できる方	死亡時に鴻巣市に住民登録があった方のご遺族
利用方法	予約制 電話でお申し込みください。
予約枠	1日4枠　<平日のみ> ①9:15～　②10:30～　③14:15～　④15:30～
開設場所	鴻巣市役所　新館1階（市民課） ※必要に応じて担当課の窓口へご案内します。

お手元にガイドブックを用意してご連絡ください。
詳しくは裏面へ▸

予約受付番号 鴻巣市役所 市民課

048-541-1321（内線2434）

平日のみ　午前9時～午後4時

「おくやみサポート窓口」利用の流れ

鴻巣市役所市民課
048-541-1321（内線2434）

①電話で予約

必要な手続きを調べるため、次のことを聞き取ります。

対　象	聞き取りをする情報
亡くなられた方のこと	①名前　②住所　③生年月日　④死亡日
手続きに来られる方のこと	①名前　②住所　③生年月日　④故人からみた続柄 ⑤連絡先　⑥利用希望日時

【事前にご確認ください】
◎ 利用にあたっては、聞き取りした情報を関係課で共有することへの同意が必要です。
なお、聞き取りした個人情報は、死亡後の遺族の手続き以外に利用することはありません。
◎ 利用希望日は、予約の日から5営業日以降の日で設定してください。
ただし、事業の開始直後は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

②予約日時にサポート窓口（市民課）へ

対　象	持ち物
亡くなられた方	□ **ガイドブック４ページをご確認ください。** よくわからない場合は、「納税通知書」「証書・カード類」「機器」など市役所から交付されているものをご持参ください。
手続きに来られる方	□ **ガイドブック3ページをご確認ください。** □ **本人確認書類** **1点でよいもの（写真付き）** マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 **2点必要なもの** 被保険者証（健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険） 年金手帳等 □ **認印（朱肉を使うもの）** □ **葬祭費と喪主がわかるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）** □ **振込先口座の通帳（相続人代表者、喪主）** □ **税や水道料金等の振替口座の通帳と届出印（変更する場合）** □ **委任状（代理の方が手続きに来られる場合）**

【事前にご確認ください】
◎ 手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要となることがあります。
※委任状が必要となる例
・戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき（委任者：直系親族の方）
・世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき（委任者：同一世帯員の方）
◎ 該当する手続きが多い場合、すべての手続きを終えるまでに1時間以上かかる場合があります。
◎ 個々の状況によっては、一度の来庁で完結しない場合があります。